

(参考7) 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類

【令和2年4月1日以降の株式取得用】

投資家住所
投資家名 殿

参考7は、投資家がエンジェル税制の対象外となる「一定の株主」に該当しないことについて、株式発行会社が確認し、株式発行会社が投資家に交付する書類のため、押印のないものの使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか否かをご判断下さい。
(投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。)

租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号及び同規則第19条の11第8項第2号に規定する確認をした旨を証する書類

基準日 = 払込期日です。

貴殿は、基準日(令和 年 月 日)において租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号まで、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。

なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。

令和 年 月 日

確認日(株主が一定の株主に該当しないことを会社が確認した日)を記入してください。

会社所在地
会社名

注: 優遇措置Bのみが適用される企業にあつては、文書中「及び同規則第19条の11第8項第2号」、「、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号まで」、「又は第41条の19」の部分の記載は不要です。

(参考1) 租税特別措置法施行令第25条の12第1項

規定の内容は優遇措置Aと同じ

第1号 法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式(以下この条及び次条において「特定株式」という。)を払込み(同項に規定する払込みをいう。以下この条及び次条において同じ。)により取得(同項に規定する取得をいう。以下この条及び次条において同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社(同項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

第2号 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)

第3号 特定事業主であつた者の親族

第4号 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

第5号 特定事業主であつた者の使用人

第6号 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

第7号 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

規定の内容は優遇措置Bと同じ
優遇措置Bの確認を受けた場合は、削除してもよい。

(参考2) 租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項

第1号 法第四十一条の十九第一項に規定する特定株式(以下この条及び次条において「特定株式」という。)を払込み(同項に規定する払込みをいう。以下この条及び次条において同じ。)により取得(同項に規定する取得をいう。以下この条及び次条において同じ。)をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社(同項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

第2号 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であつた者」という。)

第3号 特定事業主であつた者の親族

第4号 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

第5号 特定事業主であつた者の使用人

第6号 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

第7号 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第1号は「同族会社判定の基礎となる株主」(個人投資家要件2)のこと

第2号から第7号までは「個人事業を法人化した場合(法人成り)の個人事業主、その親族、使用人等であつた者」のこと